

(日本産業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項								
	(管理体制図)								
	枠内に収まらない場合は別紙を作成の上、添付								
	別紙のとおり								
		廃棄物の種類が3以上ある場合は、数量の 力の際に別紙3の表をご利用ください。	) <u>A</u>						
特別	特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
		【前年度 ( <b>令和</b> 〇 年度) 実績】 <b>別紙のとおり</b> 特別管理産業廃棄物の							
		排 出   よ	t						
	①現状	(これまでに実施した取組) 排出量は、一般的に廃							
		・〇〇〇〇の合理化により排出抑制を図る。 時点での量	<b>加えない</b>						
	②計画	特別管理産業廃棄物の 種類							
		排出量	+						
		(今後実施する予定の取組) <b>数値は、重量(t)で記載(体積や個数でしている場合は、重量に換算してください</b> 算表もご利用ください。)							
		・〇〇〇〇を行い、排出を抑制する。							
特別	特別管理産業廃棄物の分別に関する事項								
		(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)							
	①現状 <i>感染性廃棄物を形状により分別し、焼却処理の効率化を図った。</i>								
		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)							
②計画 必要に応じ、さらに分別を徹底させる。									

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項							
		【前年度( 令和〇	年度)実績】	別紙のと	<b>こおり</b>		
	①現状	特別管理産業廃棄物の 種類					
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量		_ +		+	
		(これまでに実施した取	Q組)			ι	
		・特に実施していない。	量と		川用する特別管理店 1理を行った後に再 経棄物の量		
		【目標】 別紙のとお	54				
		特別管理産業廃棄物の 種類					
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t		f	
	②計画	(今後実施する予定の取	 双組)	ι		l	
実施する予定はない。 自ら中間処理を行うに際して熱処理を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量 (例えば、焼却熱利用や廃棄物発電等)							
		【前年度( <i>令和〇</i>	年度	別紙のと	<b>こおり</b>		
	①現状	特別管理産業廃棄物の 種類					
		自ら熱回収を行った特					
		別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した		t		t	
1		特別管理産業廃棄物の量		t		t	
		(これまでに実施した取	,				
		特に実施していない。	(中間		うことによって減 た量から中間処理 		
		【目標】 別紙のとお	5 <i>4</i>				
	②計画	特別管理産業廃棄物の 種類					
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t		t	
		自ら中間処理により減量する				·	
		特別管理産業廃棄物の量	<u> </u>	t		t	
		(今後実施する予定の取 実 <b>施する予定はない。</b>	X.祚丑 <i>)</i>				

自ら	行う特別管理産業廃	<b>棄物の埋立処分又は海洋投入処</b>	分に関する事項	
		【前年度( <i>令和〇</i> 年度	)実績】 別紙のとおり	
		特別管理産業廃棄物の 種類		
		   自ら埋立処分又は		
		海洋投入処分を行った		
	①現状	特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組) 		
		特に実施していない。	自ら直接埋立処分を行った物の量と自ら中間処理を行った物の量と自ら中間処理を行った。	った後に自ら埋立 物の量。(中間処 _
		【目標】 別紙のとおり	■ 理を行うことにより特別管理	
		特別管理産業廃棄物の	↑ 当しなくなった産業廃棄物? ↑ 合も含む。)	と海洋投入した場   
		自ら埋立処分又は		
		海洋投入処分を行う    特別管理産業廃棄物の量		
	②計画	(今後実施する予定の取組)	t	t
		実施する予定はない。		
特別	管理産業廃棄物の処理	里の委託に関する事項		
_			)実績】 <i>別紙のとおり</i>	
		特別管理産業廃棄物の 種類		
	処理委託量のうち、 それぞれの内訳を記	全処理委託量	,	,
	載(重複する場合も	優良認定処理業者への	t	t
	ありますので、それ	処理委託量	t	t
	ぞれの該当欄に記載 してください。)	再生利用業者への		
	, , , ,	型型型要託量 型型 認定熱回収業者への	t	t
	(TTH.) N	処理委託量	t	t
	①現状	認定熱回収業者以外の		
		熱回収を行う業者への 処理委託量	t I	+
		/_·	ι	l
		(これまでに実施した取組)		

(第5面) 優良認定処理業者とは、 【目標】 別紙のとおり 法施行令第6条の11第 2号に該当する者です 特別管理産業廃棄物の 種類 (平成22年度の廃棄物 処理法改正で新しく設 全処理委託量 t けられた制度。) 優良認定処理業者への (処理業者の許可証の 処理委託量 右上に「優良」の表示 中間処理後、有効利用(マテリアルリサイクル、 再生利用業者への・ があるかどうか確認し 産業用の原燃料としての再資源化など。委託先で 処理委託量 てください。) 直接有効利用される場合だけでなく、委託先から 認定熱回収業者への 別の業者に売却等される場合を含む。)されてい 処理委託量 る場合、委託量をこちらに記入 ②計画 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 認定熱回収業者とは、 処理委託量 認定熱回収施設設置者 (今後実施する予定の取組) です(法第15条の3の 3第1項の認定を受け た者で、平成22年度の ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 廃棄物処理法改正で新 ・電子マニフェストの導入を検討し、電子マニフェストを導入している処 しく設けられた制 理業者から選定する。 度。) ・委託先の処理業者には年に1回以上現地確認を実施する。 (認定証を確認してく ださい。) 【前年度( *令和〇* **年度)実績】** 特別管理産業廃棄物 排 出 t 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 電子情報処理組織の使用 に関する事項 (今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物の排出量が50トン以上の者は、電子マニフェスト の加入の有無や、今後の加入予定等を記載する。 なお、情報処理センターに登録することが困難な事由(規則第8条の ※事務処理欄 31の4)があらかじめ明らかな場合は、その旨及び理由を記載する。

## 【参考】

特別管理産業廃棄物の

排出量(第2面) =自ら再生利用を行った(行う)量(第3面)

+自ら中間処理により減量した(する)量(第3面)

+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量(第4面)

+全処理委託量(第4面、第5面)

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

「実績」欄:前年度特別管理産業廃棄物排出量 年度特別管理産業廃棄物処理計画書(特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量) 令和() 「計画」欄:当年度特別管理産業廃棄物排出量の目標値 (単位: t) 自ら行う中間処理 処理の委託に関する事項 自ら埋立処分又は 総排出量 自ら再生利用を 自ら中間処理により減 自ら熱回収を 海洋投入処分を 認定熱回収業者以外の (<u>※</u>) 行った(行う)量 全処理委託量 優良認定処理業者 再生利用業者への 認定熱回収業者 行った(行う)量 行った(行う)量 量した(する)量 熱回収を行う業者への への処理委託量 への処理委託量 処理委託量 処理委託量 自ら直接埋立・海洋投 自社内で処理を行わず 認定熱回収施設設置者 優良認定処理業者(廃 中間処理後、有効利用 特別管理産業廃棄物の種類 自ら直接再生利用した 自ら直接再牛利用する 忍定熱回収施設設置者 中間処理前の量から中 入処分する量と自ら中 直接委託した量と自ら 棄物の処理及び清掃に されている場合の委託 (廃棄物の処理及び清 量等を含めた事業場に 量と自ら中間処理を 以外の熱回収を行って 中間処理した残さ量の 間処理後の量を引いた 間処理した後に自ら埋 関する法律施行令第6 量(委託先から別の業 帰に関する法律第15条 産業廃棄物処理計画 おける特別管理産業廃 行った後に再生利用す くる処理業者への焼却 立・海洋投入処分する うち処理業者に委託し 条の11第2号に該当す 者に売却等される場合 の3の3第1項の認定 棄物の合計量 **処理委託量** 実施状況報告書(第 て処理する量 る者) を含む。) を受けた者) 2面) に記載の数字 (1) (2)+(8)<u>(5)</u> (3)+(9)(12) (14) です。 実績 計画 実績 計画 実績 計画 実績 実績 計画 実績 計画 実績 計画 実績 計画 実績 計画 計画 計画 廃油 78.00 70.00 78.00 70.00 70.00 78.00 70.00 廃酸 31.00 25.00 31.00 25.00 25.00 31.00 25.00 廃アルカリ 163.00 150.00 135.00 130.00 28.00 20.00 28.00 20.00 感染性廃棄物 持廃PCB等 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理によ PCB汚染物 り減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った PCB処理物 (行う)量+全処理委託量となります。 廃石綿等 数値は、重量(t)で記載(体積や個数で把握してい Excelの別紙3に入力した数値が、上記の計算式と異なる場合、セ 5 污泥 8.20 8.00 8.20 8.00 る場合は、重量に換算してください。換算表もご利用 ルがピンクになります。入力した数値を再度確認してください。 鉱さい ください。) (例えば、「自ら中間処理により減量した(する)量」欄に、 「中間処理を行う前の総量」を記載していた場合や「中間処理後 廃油 の残さ量」を記載していた場合などです。この場合、「中間処理 廃酸 0.60 0.20 0.60 0.20 を行う前の総量」から「中間処理後の残さ量」を引いた数値が 廃アルカリ 「自ら中間処理により減量した(する)量」です。) 燃え殻 ばいじん 280.80 253.20 0.00 0.00 0.00 0.00 135.00 130.00 0.00 0.00 145.80 123, 20 0.00 95.00 137.00 115.00 0.00 0.00 0.00 0.00

- 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量 【記載方法】
- ・特別管理産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績(現状)の量を、右側に本年度計画(目標)の量を、それぞれ記載してください。
- ・「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。 (自ら中間処理したことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含む)